

諮問第204号

環保企発第061124004号

平成18年11月24日

中央環境審議会

会長 鈴木 基之 殿

環境大臣 若林 正俊



石綿による健康被害の救済に関する法律第37条第3項及び
第48条第1項の規定に基づく政令の制定について（諮問）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第37条第3項及び第48条第1項の規定に基づく政令を別紙のとおり制定することについて、同法第37条第4項及び第48条第2項の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

1. 一般拠出金率は、次に掲げる事項を基礎として定めるものとする。

一 事業主の負担総額から法第47条第1項の規定により徴収される特別拠出金の総額の見込額を控除した額

二 平成17年度における全国の労災保険適用事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払われた賃金の総額として推計した額と全国の船舶所有者が使用するすべての船員に支払われた賃金の総額として推計した額との合計額

(法第37条第3項関係)

2. 特別拠出金の額の算定方法は、特別事業主が有し、又は有していた特別事業場(注1)ごとに次に定めるところにより算定した額の合計額を合算するものとする。

一 事業主の負担総額に石綿の輸入量(注2)の数値を石綿の輸入量の数値と全国の保険給付の受給者数(注3)に170を乗じて得た数値とを合計した数値で除して得た数値を乗じて得た額に、当該特別事業場における石綿の使用量の数値を石綿の輸入量の数値で除して得た数値を乗じて得た額

二 事業主の負担総額に全国の保険給付の受給者数に170を乗じて得た数値を石綿の輸入量の数値と全国の保険給付の受給者数に170を乗じて得た数値とを合計した数値で除して得た数値を乗じて得た額に、当該特別事業場における保険給付の受給者数を全国の保険給付の受給者数で除して得た数値を乗じて得た額

(法第48条第1項関係)

(注1) 大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設が設置された工場又は事業場その他石綿の使用の状況又は石綿による健康被害の発生の状況を把握するための調査で環境大臣が指定するものにより石綿が使用されていたと認められる工場又は事業場であって、次のいずれにも該当するもの。

一 昭和26年から平成17年までの各年における当該工場又は事業場において使用された石綿の量の合計量が、1万トン以上であること。

二 平成7年から平成16年までの各年における当該工場又は事業場の所在地の属する市町村において中皮腫により死亡した者の数の合計数を10で除して得た数を当該市町村の人口で除して得た数に10万を乗じて得た数が、0.553人以上であること。

三 昭和14年度から平成16年度までの各年度における当該工場又は事業場において石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病にかかり、これにより労働者災害補償保険法又は船員保険法の規定による保険給付を受けた者の合計の人数が、10人以上であること。

(注2) 昭和26年から平成17年までの各年における我が国の石綿の輸入量を合計した量。

(注3) 昭和14年度から平成16年度までの各年度における石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病にかかり、これにより労働者災害補償保険法又は船員保険法の規定による保険給付を受けた者の合計の人数。

< 参照条文 >

○石綿による健康被害の救済に関する法律（抄）

（一般拠出金の額）

第三十七条 第三十五条第一項の規定により労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金（以下「第一項一般拠出金」という。）の額は、徴収法第十条第二項第一号の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額に一般拠出金率を乗じて得た額とする。

2 第三十五条第二項の規定により船舶所有者から徴収する一般拠出金（以下「第二項一般拠出金」という。）の額は、前年度において当該船舶所有者が使用するすべての船員に支払われた賃金の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に一般拠出金率を乗じて得た額とする。

3 前二項の一般拠出金率は、救済給付の支給に要する費用の予想額、第三十二条第一項の規定による交付金及び同条第二項の規定による拠出金があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が厚生労働大臣及び事業所管大臣と協議して定める。

4 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

（特別拠出金の徴収及び納付義務）

第四十七条 機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を勘案して政令で定める要件に該当する事業主（以下「特別事業主」という。）から、毎年度、特別拠出金を徴収する。

2 特別事業主は、特別拠出金を納付する義務を負う。

（特別拠出金の額の算定方法）

第四十八条 特別事業主から徴収する特別拠出金の額の算定方法は、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して政令で定める。

2 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。



中環審第369号
平成18年11月24日

中央環境審議会環境保健部会
部会長 佐藤 洋 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



石綿による健康被害の救済に関する法律第37条第3項及び
第48条第1項の規定に基づく政令の制定について（付議）

平成18年11月24日付け諮問第204号、環保企発第061124004号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、環境保健部会に付議する。